

南城市志喜屋海浜施設指定管理者募集要項



令和8年9月

1. 募集の趣旨

南城市志喜屋海浜施設（以下、「施設」という。）の管理を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び南城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年南城市条例第54号）第2条の規定に基づき、指定管理者を募集します。

指定管理者を選定するにあたっては、施設の設置目的に沿って、公の施設であることを念頭におき、施設環境を最大限に活かし、民間事業等のノウハウを活用し、魅力ある場所とするための事業提案を求めます。

2. 対象施設の概要

（1）施設の設置目的

市は、市民に海浜におけるレクリエーションの場を提供し、市民の健康及び福祉の増進に資することを目的に設置しています。

（2）施設の概要

施設の名称	南城市志喜屋海浜施設
施設の所在地	南城市知念字志喜屋117番地3
施設の概要	施設の内容 駐車場 シャワー施設（男女）【H10年建設】※有料施設 便所（男女） 敷地面積 駐車場 8,782 m ² 突堤 L=150m 緑地帯 6,136 m ² 護岸 L=255.9m
施設管理の範囲	資料1のカラー部分

・施設内の砂浜部分について、海水浴場として指定していません。安全設備（ネット等）を設置されていないため、遊泳に伴う危険性があります。利用については、安全管理措置を図り、計画を検討してください。

・漁港施設に隣接しているため、航路の妨げになる水上バイク等の使用はできません。

3. 指定管理者の行う業務

（1）業務内容

- ① 施設の運営に関する業務
- ② 施設の利用に関する業務
- ③ 施設の広報に関する業務
- ④ 有料施設の利用料金に関する業務
- ⑤ 施設の維持管理に関する業務
- ⑥ 自主事業

（2）留意事項

- ① 具体的な業務内容については、仕様書を参照してください。
- ② 業務執行に当たっては、地方自治法、条例、その他関係法令等を遵守してください。

- ③ 施設の管理運営業務を全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、一部業務について、その業務の履行に当たり指定管理者が管理監督を行う場合で、かつ市が認めた場合は、第三者に委託し、又は請け負わせることができます。

4. 指定管理期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

5. 施設の供用期間及び供用時間

施設名	供用期間	供用時間
シャワー	4月1日から3月31日まで	午前9時から午後7時まで
駐車場	4月1日から3月31日まで	24時間
トイレ	4月1日から3月31日まで	24時間

※ただし、提案の承認を受けて、変更することができる。

6. 経費等に関する事項

(1) 管理委託料等

市からは、管理委託料その他の名目による支払いはないものとし、指定管理者は有料施設の利用料金及び自主事業による収入により、当該施設の管理運営を行うこととなりますので、採算の取れるよう事業展開を図ってください。（ただし、市所有のものの大規模等の改修については、市と協議が必要です。）

(2) 利用料金等

有料施設の利用料金は、南城市志喜屋海浜施設条例に規定する範囲内において定めるものとし、指定管理者の収入とします。

単位	使用料金	備考
1回	200円	コイン式

(3) 自主事業による収入

指定管理者は、施設内において自主事業を行うことができ、自主事業による収入は指定管理者の収入とします。

(4) 支出について

施設の管理運営に係る全ての経費は、利用料金収入及び自主事業収入を基に支払いしてください。

(5) 管理口座・区分経理

指定管理者としての業務にかかる経費及び収入は、指定管理者が行う他業務の口座とは別の口座で管理してください。また、施設管理運営に係る経費と自主事業等に係る経費を区分して整理してください。

7. 応募資格

施設の指定管理者の応募資格は、次のとおりです。

- (1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。法人格は必ずしも必要ないが、個人での応募はできません。また、複数の団体により構成されたグループで申請する場合は、グループの名称を設定するとともに、代表者となる団体を定めてください。

(2) 団体又はその代表者が、次の事項に該当しないこと（グループで申請する場合は、構成する全ての団体が対象となります。）。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ③ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ④ 南城市暴力団排除条例（平成23年条例第15号）第2条第1号及び第2号に該当するもの若しくはそれらと密接な関係を有する者
- ⑤ 南城市建设工事に係る指名停止等の措置に関する要綱に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けている者
- ⑥ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者
- ⑦ 公告の日から過去3か年以内に南城市から契約又は協定を解除されている者
- ⑧ 国税及び地方税を滞納している者

(3) その他

- ① 1団体又は1グループにつき、申請は1件とします。
- ② 単独で申請した団体が、グループを構成する団体となることはできません。また、1団体が、複数のグループにおいて同時に構成団体となることはできません。

8. 公募の流れ

(1) スケジュール

	項 目	日 程
1	募集開始	令和8年9月7日（月）から
2	資料配付	令和8年9月7日（月）から 令和8年9月25日（金）午後5時まで
3	募集要項等に関する質問の受付	令和8年9月14日（月）から 令和8年9月25日（金）午後5時まで【必着】
4	募集要項等に関する質問の回答	質疑受付後、ホームページにて公表
5	指定管理者指定申請書等の提出期限	令和8年10月2日（金）午後5時まで【必着】
6	プレゼンテーション審査	令和8年10月13日（火）予定
7	選定結果の通知	選定後1週間以内に文書にて通知
8	指定管理者の指定	南城市令和8年12月議会
9	（仮）協定の締結	令和8年10月～

(2) 募集要項等の配布等（郵送は行いません）

- ① 募集要項及び申請書等様式は、南城市ホームページからダウンロードしてください。
※窓口での配布は行いません。

(3) 質問の受付

上記期日までに質問書（様式第8号）により、メール、FAX又は窓口へ提出してください。
提出先等：最終ページの11. 窓口・お問い合わせ先参照。

9. 申請手続きについて

(1) 申請書類

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② グループ構成団体一覧（様式第2号）※該当する場合のみ
- ③ 団体概要調書（様式第3号）
- ④ 管理業務の事業計画書（様式第4号）
- ⑤ 収支予算書（様式第5号）
- ⑥ 業務履歴書（様式第6号）
- ⑦ 誓約書（様式第7号）
- ⑧ 定款の写し及び登記事項証明書（法人の場合）（提出日前3カ月以内に発行されたもの）
法人以外の団体の場合にあつては、代表者の身分証明書、構成員名簿及び会則
- ⑨ 令和5年度、令和6年度、令和7年度の貸借対照表、収支決算書、財産目録又はこれらに相当する書類
- ⑩ 令和8年度の収支予算書、事業計画書又はこれらに相当する書類
- ⑪ 納税証明書（提出日前3カ月以内に発行されたもの）
直近3カ年における法人税、消費税及び地方消費税並びに市町村税（全税目）に滞納がないことの証明書。法人以外の団体の場合にあつては、代表者の納税証明書
- ⑫ 印鑑証明書の原本（各提出書類の使用印鑑と整合していること）
- ⑬ その他、市長が必要と認めるもの

※グループによる申請の場合は、各構成団体全てにおいて、上記③⑥⑦⑧⑨⑩⑪の書類を提出してください。また、その代表者間で交わされた協定書等（押印のあるもの）の写し

(2) 申請書類の提出

① 提出形式・提出部数

- ・形式：A4サイズ（一部A3可）、左綴じ、A4版ファイルに綴じること。
- ・順序：別紙1「南城市志喜屋海浜施設指定管理者申請書類一覧」のとおり。
- ・ページ数：各書類の下部にページ番号を記載すること。
- ・部数：正本1部、副本9部（正本の複写可）計10部

② 提出期限

- ・日時：令和8年10月2日（金）午後5時必着
- ・受付時間：平日午前8時30分から午後5時まで（正午から13時、土日祝祭日を除く）

③ 提出方法

- ・場所：南城市役所 2階 農林水産部 産業振興課 水産係
- ・方法：事前連絡のうえ窓口へ持参、または郵送（期限日午後5時必着）。
- ・注意事項：必要書類が全て揃っている場合のみ受け付け。

④ 申請にあたっての留意事項

- ・申請書類を提出後に辞退する場合は、辞退書（様式第9号）をプレゼンテーション前日までに持参または郵送にて必着で提出してください。
- ・提出された申請書類の返却はしません。

- ・提出された申請書類の内容を変更することはできません。
- ・提出された申請書類は、必要に応じて複写します。
- ・提出された書類に虚偽の記載があった場合又は不正があった場合、当該申請は無効となります。
- ・申請に要する経費等は、全て申請者団体の負担とします。

10．指定管理候補者の選定

指定管理者の選定に当たっては、南城市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例及び南城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する規則等に基づき、総合的に判断する。

(1) 選定方法

指定管理候補者の選定方法は、志喜屋海浜施設指定管理候補者審査委員会により、申請書類及びプレゼンテーションの内容について、審査基準（別紙）に基づき、項目毎に申請書類の内容を審査した評価点数の合計点数が最も高い者を指定管理者として選定します。ただし、申請者が6社以上の場合には提案書類等による1次審査を実施し、通過者のみプレゼンテーションにより評価することがあります。

- ① プレゼンテーションは、1事業者30分の持ち時間〔提案資料20頁以内、提案内容説明20分、質疑10分〕とします。ただし、申請者の数によって変動することがあります。（詳細な時間は別途通知）
- ② プレゼンテーションは、申請書類の内容について行い、申請書類以外の内容は評価の対象としません。
- ③ プレゼンテーション当日は、実際に業務に携わる責任者が必ず出席してください。
- ④ プレゼンテーションの順番は、提案書の提出受付の降順とします。
- ⑤ プレゼンテーションの実施に当たり使用する機材等は全て申請者が用意すること。ただし、プロジェクター、電源コードリール、HDMIケーブルは、市で用意する物を使用して構いません。

(2) 選定結果及び協定の締結

- ① 選定委員の審査後、全応募者に対し1週間以内に文書にて通知します。ただし、選定結果に対する異議の申し立ては受け付けません。
- ② 指定管理者の指定は、市議会（12月）に上程し議決を受けて、指定管理者として指定される予定です。
- ③ 市と指定管理者は、事業内容に関する事項等について協議の上、協定を締結します。

(3) 選定の対象外

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は選定の決定を取り消します。

- ① 応募資格を満たしていないことが判明した場合。
- ② 虚偽の内容が記載されていることが判明した場合。
- ③ 申請者による事業遂行が困難であると判断される事実が判明した場合。
- ④ 申請者及び申請者の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、又は、評価委員に個別に接触した事実が認められた場合。
- ⑤ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として事業を行うことについて

てふさわしくないと市が認めた場合。

11 . 窓口・お問い合わせ・提出先

南城市役所 農林水産部 産業振興課（2階） 水産係

住 所：〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地

電話番号：098-917-5356

F A X：098-917-5413

e-mail：sanshinkou@city.nanjo.lg.jp

※午前8時半から午後5時まで

（平日の正午から午後1時まで及び土・日・祝祭日を除く）

南城市志喜屋海浜施設指定管理者申請書類一覧

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② グループ構成団体一覧（様式第2号）※該当する場合のみ
- ③ 団体概要調書（様式第3号）
- ④ 管理業務の事業計画書（様式第4号）
自主事業企画提案書
- ⑤ 収支予算書（様式第5号）
- ⑥ 業務履歴書（様式第6号）
- ⑦ 誓約書（様式第7号）
- ⑧ 定款の写し及び登記事項証明書（法人の場合）
法人以外の団体の場合にあつては、代表者の身分証明書、構成員名簿及び会則
- ⑨ 令和5年度、令和6年度、令和7年度の貸借対照表、収支決算書、財産目録又はこれらに相当する書類
- ⑩ 令和8年度の収支予算書、事業計画書又はこれらに相当する書類
- ⑪ 納税証明書（提出日前3カ月以内に発行されたもの）
- ⑫ 印鑑証明書の原本（各提出書類の使用印鑑と整合していること）
- ⑬ その他、市長が必要と認めるもの

提案審査基準

審査項目	審査細目
1.指定管理者としての基本方針	・施設の設置目的、管理運営事業の基本的方針を踏まえて、管理するのにふさわしい経営理念・方針をもっているか
2.施設管理運営	・指定管理または同種施設の管理運営実績が豊富にあり、信頼できるか。
	・具体的かつ専門的な施設管理のノウハウを有しているか。
	・公平性を確保しつつ、利用者サービスの向上に資する管理体制となっているか。
3.安全・危機管理	・緊急時の連絡網や安全管理マニュアルが整備され、組織的な対応が可能か。
	・有資格者(救命講習受講者等)の配置など、人命救助を最優先した人員体制か。
4.接遇及び利用者の意見反映	・適切な接遇を行い、利用者の声を運営に反映させる具体的な仕組み(アンケート等)があるか。
5.事業の広報	・SNS や各種媒体を活用し、施設の認知度と魅力を高める創意工夫のある広報計画か。
6.人員体制	人員体制は適正か。必要な人員が確保されているか(確保が確実に見込めるか)。
7.自主事業	・施設の設置目的に沿いつつ、独創性・実現性のある魅力的な事業提案がなされているか。
	・子どもから高齢者まで、幅広い層の集客やサービス向上が見込める内容か。
	・利用者へのサービス向上の取り組みがあるか。
8 地域との関わり	・地産地消や地元雇用など、地域産業の活性化に直接寄与する取り組みがあるか。
	・ボランティア活動や施設開放など、地域住民への還元に対する明確な考えがあるか。
9.収支計画	・無理のない集客予測に基づき、人件費等を含め安定的な運営が可能な計画か。
	・自主事業の利用料金(シャワー以外)が市場性と照らして適切に設定されているか。